

発達段階に応じた法教育

朝食抜きで登校し、朝からぼんやりしている子どもたちに食育。お金の大切さを子どもに教えたいと金融金銭教育。税金の仕組みや役割を教える税金教育。今、学校現場には、〇〇教育があふれています。

しかし、今、子どもたちに必要なのは、一人一人が大切なかけがえのない存在であることを前提に、社会や日常生活において生じる諸問題につき、明確な法やルールに則って適正な解決を図る知識・技量・意欲を身につけさせる「法教育」です。

子どもたちの発達段階に応じて、どのような「法教育」が実践できるのか、一緒に考えてみませんか。

内 容

1.「発達段階に応じた法教育」

橋本 康弘(福井大学准教授)

2.各弁護士会からの実践報告

大阪弁護士会：小学生対象の法教育

京都弁護士会：模擬裁判指導

兵庫県弁護士会：中学生対象の法教育

奈良弁護士会：高校生対象の法教育

滋賀弁護士会：消費者教育との協働

和歌山弁護士会：法教育教材作成の実践

3.法教育授業のビデオ上映

小学校での法教育授業

4.パネルディスカッション

2008(平成20)年**12月13日(土)**

時 間：午後13時00分～午後16時50分

場 所：大阪弁護士会館2階ホール

参加費：**入場無料** 事前申込不要



京阪電車「なにわ橋」駅より徒歩約5分
地下鉄・京阪電車「淀屋橋」「北浜」駅より徒歩約10分